

広島市告示第316号
令和8年6月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和8年2月27日以降に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松 井 一 實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
学校法人崇徳学園	広島市西区楠木町四丁目15番13号